

第4回岩手地方最低賃金審議会議事要旨

開催日時 令和7年8月28日午前10時00分～午後13時10分

主な審議事項 1 岩手県最低賃金専門部会における審議結果について 2 岩手県最低賃金の改正決定について（金額審議、採決及び答申） 3 特定（産業別）最低賃金改正決定の必要性の有無について（諮問） 4 特別小委員会の設置及び委員の推薦について 5 その他	出席状況	公益	5 / 5
		労側	4 / 5
		使側	5 / 5
審議要旨 1 岩手県最低賃金専門部会における審議結果について 部会長から、専門部会の審議結果が報告された。 2 岩手県最低賃金の改正決定について（金額審議、採決及び答申） 採決の前に、使用者代表委員より、公益委員見解は根拠が全く理解できず、隣県との過度の競争を意識したものであり、審議が尽くされたとは考えられないため、採決には応じられず退席するとの申出があった。 審議を中断し、採決に応じるよう公益委員が説得するも退席の意思は変わらず、使用者代表委員退席のまま採決を実施した。 採決の結果、「岩手県最低賃金時間額 952 円を 79 円引き上げ 1,031 円とする（引上げ率 8.30%）」が、賛成 8 人(労 4、公 4)、反対 0 人(使 5 名退席)の賛成多数で議決され、同議決内容が答申された。また、発効日を令和 7 年 12 月 1 日とすることについても賛成多数で議決され、答申された。 3 特定（産業別）最低賃金改正決定の必要性の有無について（諮問） 現在 6 産業について特定（産業別）最低賃金を定めているところ、5 産業（各種商品小売業以外）から特定（産業別）最低賃金の申出書が提出され、全ての申出書が申出要件を満たしていたことから、改正決定の必要性の有無について諮問された。 4 特別小委員会の設置及び委員の推薦について 特定（産業別）最低賃金の必要性の有無を検討するため、特別小委員会が設置されることになった。委員の構成等について、事務局より説明された。 5 その他 前回の審議会以降に提出された要請等について、事務局より紹介された。 その他 傍聴人 6 名。 報道機関 12 社、取材のため審議会を傍聴。			